

主な論点の整理のまとめ

【検討の方向】

- 利用者の利便性を高めるため、年金・医療・介護分野での活用を検討しつつ、他の社会保障分野における将来的な用途拡大(対象制度、閲覧可能情報等の拡大)を妨げない。
保険者やサービス提供者等の事務効率化にも資する仕組み
- 導入のメリットをわかりやすく示していく
- プライバシーの侵害や情報の一元的管理に対する不安を解消
セキュリティ対策についても具体的に示していく
- 費用対効果に優れた仕組み

1 対象分野

- ・ 社会保障カード(仮称)の対象分野をどうするか。まずは、年金、医療、介護分野でスタートすることとするか。
 - ・ 一人一枚
 - ・ 年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割
 - ・ 希望する者が社会保険事務所等の端末や自宅のパソコンで年金記録、レセプト情報、特定健診情報等を閲覧
- ・ 他の社会保障制度への活用に支障が生じることがないようにすべきではないか(資格証等としての活用や電子的に閲覧が可能な情報の拡大)。

2 カードの要件等

- ・ カードは鍵の管理に優れたICカードを導入し、紛失時等の収録情報の漏洩、悪用を防止するべきではないか。
- ・ 国際標準に準拠したものとし、安全性を高めるとともに、用途拡大に対応できるものとするべきではないか。

- ・ ICチップやカード券面にどのような情報を収録するか。カードの収録情報は、できる限り本人確認のために必要なものに限定すべきではないか。
- ・ 社会保障分野の情報にはプライバシー保護の必要性の高い情報が含まれるため、厳格な本人確認の仕組みである公的個人認証サービスの活用を検討すべきではないか。

3 カードの発行・管理のためのデータベース

- ・ 各制度の保険者ごとに管理されているデータベースの資格情報を結び付けることについてどう考えるか。
プライバシーの侵害、情報の一元的管理に対する不安を解消するため、必要最小限の結び付け方法を検討すべきではないか（各保険制度ごとに付番されている被保険者番号の扱い等についてどう考えるか。）。
- ・ 資格情報のデータベースについては、情報セキュリティ等に関するルールを検討すべきではないか。

4 利用制限

- ・ カードの収録情報が本人以外の者によって目的外に活用されること等の不安を解消するため、収録情報に応じた利用等の制限を検討すべきではないか。

5 発行方法等

- ・ カードの交付名義、発行方法についてどう考えるか。厳格な本人確認を行いつつ、利用者の利便性、費用対効果に優れた方法を検討すべきではないか。
- ・ 一時的に発行が集中することへの対応を検討すべきではないか。

6 費用負担

- ・ 費用負担をどう考えるか。カード導入に要する費用、カード導入による費用・事務負担の削減効果等を踏まえて検討すべきではないか。

7 その他

- ・ 希望者に対する顔写真を添付した身分証明書としてのカードの発行方法を検討すべきではないか。
- ・ 有効期限等について検討すべきではないか。
- ・ 社会保障カード(仮称)の検討は、情報閲覧の対象となる各分野において構築されるデータベースのセキュリティ等の状況を視野に入れて検討すべきではないか。